



10月1日から公共施設使用料等を改定します

市は、財政の健全化を最重要課題として取り組んでいます。昨年10月には「歳入確保対策基本方針」を策定し、①使用料の適正化 ②市税などの収納率向上 ③未利用公有地の処分をかかげ取り組むこととしました。このうち使用料の適正化については、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保し、統一した算定方法を基に、施設使用料の見直しを行いました。次の4施設につきましては、10月1日から施設使用料等を改定しますので、皆さまのご理解をお願いします。

斎場



種 別		単位	本市に住所を有する場合	本市に住所を有しない場合
遺体の火葬	12歳以上の人	1体	13,000円	52,000円
	12歳未満の人		8,000円	32,000円
	死産児		4,000円	16,000円
その他の火葬	身体の一部を含む汚物	1件	1,500円	6,000円

※9月30日までに使用の許可を受けている場合は、旧使用料になります。

■環境保全課(内線144)

旧楠本正隆屋敷



入場料 小人(小・中学生) 1人 100円  
大人(高校生以上) 1人 200円  
和室使用料 1時間 900円

※9月30日までに使用の許可を受けている場合は、旧使用料になります。

■文化振興課(内線372)

裏見の滝自然花苑



入場料 小学生以上 1人1回 200円

※4月～5月のうち市長が定めた期間に限る

■河川公園課(内線434)

情報交流プラザ



オープンスペースのパソコンなどの使用料

使用料 1台 1時間 100円  
対 象 15歳以上  
(ただし中・高校生は除く)

■情報政策課(内線228)

10月から国民健康保険税の  
年金特別徴収(の天引き)が始まります

対象者は次のすべての条件に該当する世帯です。  
①世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満であること  
②世帯主が年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給していること  
③世帯主の国保税と介護保険料の1回あたりに徴収する合計額が、2か月に1回受給する年金額の2分の1を超えていないこと

※ただし、世帯主が20年度中に75歳に到達する場合は、対象から除外します。

※国民健康保険税の滞納がない人で、口座振替で納付している人または口座振替を希望する人は、申し出ると口座振替での納付ができます。

※特別徴収該当世帯は「20年度国民健康保険税納税通知書」の表紙に特別徴収金額を記載しています。

◎国保税について  
◎年金特別徴収について

■税務課(内線116)  
■国保けんこう課  
(内線110)

平和への誓い新たに

大村市は「非核平和都市宣言」のまち

長崎、広島で原爆や戦争の犠牲になられた人たちのご冥福を祈って、サイレンを鳴らしますので、黙とうをささげ、平和への誓いを新たにしましょう。

- 広島原爆祈りの日  
8月6日(水)  
午前8時15分
- 長崎原爆祈りの日  
8月9日(土)  
午前11時2分
- 全国戦没者追悼式  
8月15日(金)  
正午



非核・平和都市宣言の碑

※宣言文は市のホームページに掲載しています。

■福祉政策課(内線151)

**市内の交通事故発生状況** 6月末現在 ※( )内は前年同期比

▼人身事故 259件(-65) ▼死者 3人(+3)  
▼負傷者 336件(-78) ▼物損事故 693件(-67)

	排出基準	単位	参 考			平成19年度	
			平成16年度	平成17年度	平成18年度		
排 ガ ス	1号炉	5	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.25	0.57	0.79	0.47
	2号炉	5	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.36	0.99	0.82	0.86
	3号炉	5	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.25	0.75	0.75	0.50
焼却灰	3	ng-TEQ/g	0.0079	0.0041	0.000088	0.0055	
飛 灰	3	ng-TEQ/g	1.2	1.2	0.95	0.60	

※1ナノグラム(1ng)=10億分の1グラム

**ダイオキシン類濃度測定結果を公表します**

清掃センターからの排ガス、焼却灰、飛灰ひばいの中に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果は次のとおりです。

■清掃課 ☎3100

**福祉医療費受給資格者証の更新手続きはお忘れなく**

障害者・母子・寡婦・単身・寡男・老保障者父子の各医療費受給資格者証をお持ちの人は、有効期限が9月30日までになっていますので更新手続きが必要です。該当者には、8月下旬頃、通知はがきを送付いたします。はがきは更新手続きの時に持ちこんでください。

●持参品

印かん、健康保険証、現在使用中の受給資格者証、通知はがき、障害者医療の人は身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

※1月2日以降に大村市に転入した人、または扶養義務者が市外在住の場合は、平成19年分の所得証明書(所得控除額が記載されたもの)および平成20年度の課税証明書が必要です。

更新日程 受付9:30~16:00

対象地区	日 程	場 所
鈴田・萱瀬	9月 1日(月)	鈴田・萱瀬 住民センター
三浦・福重・松原	9月 2日(火)	三浦・福重・松原 住民センター
大村	9月 3日(水) 9月 4日(木)	市役所 大会議室
西大村	9月 5日(金) 9月 8日(月)	中地区公民館
竹松	9月 9日(火) 9月10日(水)	竹松 住民センター

※更新手続きをしないと10月分からの医療費の助成が受けられなくなります。必ず更新手続きをしてください。

■福祉政策課(内線156)

大村市中心身障害者おでかけサポート事業の福祉タクシー券を使える事業者として、次の2事業者を新たに指定しました。

◎福祉タクシー ふじた

☎5251588

◎福祉タクシーファミリー

☎4684833

■障害福祉課 ☎7306

**大村市鳥獣被害対策連絡協議会からのお願い**

大村猟友会に委託して実施している有害鳥獣の駆除作業中に、猟犬が、落ちていた農薬入りのお菓子を食べて死亡する事故が発生しました。農薬入り菓子を置くことは、駆除作業だけでなく、市民生活においても重大な事故につながる恐れがあります。絶対に置かないようお願いいたします。

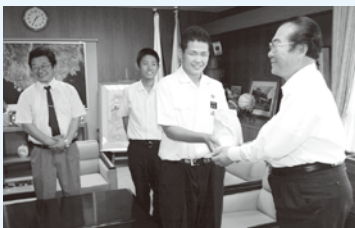
■農業水産課(内線252)

**中国・四川省大地震に伴う皆さまからのご厚意を届けました。ご協力ありがとうございました。**

5月16日~6月10日まで市民の皆さんなどから寄せられた募金827,870円を、長崎中国総領事館に届けました。さらに、玖島中学校生徒会から寄せられた募金23,620円も日本赤十字社長崎県支部に届けました。



中国総領事館にて(6月24日)



玖島中生徒会から寄贈(6月25日)